

【アメリカ】1986年戦争犯罪法の改正

2023年1月5日、バイデン（Joe Biden）大統領が署名し、1986年戦争犯罪法（18 U.S.C. 2441. 以下「戦争犯罪法」）を改正する「戦争犯罪被害者のための正義法」（P.L. 117-351. 以下「正義法」）が制定された。改正前の戦争犯罪法は、被害者又は加害者が米国民又は米軍構成員である場合に限り、犯罪発生地が米国内か否かを問わず、次の行為を戦争犯罪として処罰するとしていた。①1949年のジュネーヴ諸条約の重大な違反行為、②1907年のハーグ陸戦条約附属規則第23条、第25条、第27条又は第28条によって禁止される行為、③ジュネーヴ諸条約共通第3条の重大な違反となる特定の行為、④1996年の特定通常兵器使用禁止制限条約改正議定書IIに違反して故意に民間人を殺害等すること。

正義法は、戦争犯罪について米国の管轄が及ぶ範囲を拡大する。①犯罪の全部又は一部が米国内で発生した場合、②発生地にかかわらず a.被害者又は加害者が米国民・永住を認められた外国人・米軍構成員であるか、b.加害者が米国内に存在する場合、が含まれることになった。また、戦争犯罪の出訴期限は従来、死刑に当たる罪（被害者死亡の場合。出訴期限なし。）以外は5年であったが、ジュネーヴ諸条約違反に係る戦争犯罪について出訴期限が撤廃された。

正義法は、ゼレンスキー（Volodymyr Zelenskyy）ウクライナ大統領の連邦議会上下両院合同会議での演説の翌日、2022年12月22日に同議会を通過した。ガーランド（Merrick B. Garland）司法長官は同日、ウクライナの人々とともにあるとの声明を発表し、正義法が米国内で発見された戦争犯罪被疑者の訴追を「同人・被害者の国籍にかかわらず」可能にするなどとした。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

- ・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ351/PLAW-117publ351.pdf>
- ・ <https://www.justice.gov/opa/pr/attorney-general-merrick-b-garland-statement-passage-justice-victims-war-crimes-act>

【アメリカ】1978年監察総監法の改正

監察総監（Inspector General）は、1978年監察総監法等に基づき連邦省庁等に置かれる独立性の高い、政治中立的な公職である。同法に基づく主要省庁の監察総監は、連邦議会上院の助言と同意の下で大統領により任命される。大統領は、同総監を解任できる。監察総監の任務は、所管組織の監査・捜査、施策・運営の効率性向上、不正行為・権限乱用の防止等とされる。

2022年12月23日、同法等を改正し、大統領の連邦議会に対する説明責任の強化等を図る法律が制定された（Title LII of P.L. 117-263）。①監察総監解任の30日前までに大統領は、「詳細かつ事例固有の理由を含む、実質的論拠（以下「実質的論拠」）を」を以て書面で議会両院・関連委員会に通知すること（従来解任の「理由」のみ）、②大統領は監察総監を休職とする場合、同措置発効の15日前までに「実質的論拠」を以て書面で議会両院・関連委員会に通知すること、その職務継続が「脅威」となる場合を除き、解任前の30日間に監察総監を休職にできないこと、③死亡・辞任等、職務遂行不能となった監察総監の暫定代理には原則として監察副総監が就くこと、④監察総監の空席発生・指名不調の後210日以内に監察総監を指名しない場合、大統領は、その理由・指名予定日を議会関連委員会に通知すること、等が定められた。

なお、これら規定の多くは合衆国法典第5編附則に置かれていたが、2022年12月27日、同編を整理・再編する法律（P.L. 117-286）が制定され、同編第4章に移った。P.L. 117-286の再編後条文にはP.L. 117-263の改正が反映されていないが、P.L. 117-286第5条(b)により、P.L. 117-263の改正内容が優先する。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

- ・ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/7776>

【アメリカ】21世紀大統領法の制定

2022年12月27日、アメリカで21世紀大統領法（21st Century President Act, P.L.117-272. 全2か条）が大統領審署を受けて制定・施行された。同法は、合衆国法典第18編第879条（元大統領等に対する脅迫の罪）を改正し、性別固有の用語を性中立的な用語に置き換えるものである。旧来の合衆国法典では、同条第(b)項（定義規定）中、(元)大統領が男性であることを前提に、その配偶者を妻等と記していた。

これに対して、21世紀大統領法第2条では、元大統領の妻（wife）、未亡人（widow）の用語をそれぞれ配偶者（spouse）、生存配偶者（surviving spouse）に変更するなどしている。

前海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ272/PLAW-117publ272.pdf>

【アメリカ】国土安全保障省人身取引対策センターの設置

2022年12月27日に制定された法律（P.L.117-322）により、国土安全保障省移民関税執行局国土安全捜査課に、人身取引対策センター（Center for Countering Human Trafficking: CCHT）が設置された。同法の概要を紹介する。①CCHTは、同省の人身取引に関する包括的な取組の最前線としての機能を果たす（第3条a項(2)）。②CCHTの長には、上級管理職が任命される（同項(4)(A)(i)）。③45人以上の職員が配属され、次の各号の事項に責任を負う（同項(4)(B)）。a)一定の人身取引被害者にアメリカでの一時的滞在資格を提供する「継続的な滞在（continued presence）」のプログラム等、b)公衆啓発、公衆教育等、c)多国間の連携等、d)広報、人材管理、データ分析等、e)人身取引への対処及び強制労働により製造された商品の輸入への対処に関する特別捜査等。④CCHTの長は、次の事項等を目的として、CCHTの任務に関する同省全体のシステム・手続を改善する戦略・提案を策定する（第4条a項）。a)人身取引の被害者が保護されるまでの所要時間を短縮すること、b)人身取引の特性・傾向の特定を進めること、c)システムの性能強化等のために人工知能及び機械学習を導入すること。⑤同省に2018年に設置されたブルー・キャンペーン（Blue Campaign. 人身取引を認識し、適切に対処する方法について、公衆、法執行職員及び企業を教育する全米啓発活動を行う組織）の職務及び財源をCCHTに移管する（第6条a項）。今回の法律の制定日から180日以内に、同省内の人身取引関連のその他の組織の職務及び財源もCCHTに移管することができる（同条b項(1)）。⑥同法の規定を実施するために、同省長官に1400万ドル（約18億6000万円）の歳出を授権する（第7条）。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ322/PLAW-117publ322.pdf>

【アメリカ】 難民の民間保証を活用する Welcome Corps プログラムの開始

2021年2月4日、難民の再定住プログラムの再編等に関する大統領令第14013号が発出された(86 Fed. Reg. 8839 (Feb. 9, 2021))。この大統領令は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) による第三国定住の枠組みに従い、難民からの申請の受理からアメリカへの定住承認までの一連の手續に責任を負う合衆国難民受入プログラム (USRAP) の利用を拡大するために、難民の民間保証 (private sponsorship of refugees. 一般市民が難民の保証人となる仕組み) を活用すべきであるとしている。これを受け、2023年1月19日、国務省は、保健福祉省と協力の上で、難民の民間保証を通じて一般市民に難民の支援を促す Welcome Corps プログラムを開始した。従来は、主として難民定住支援 NGO が難民の支援を行っており、このプログラムについても当該 NGO の連合体が、国務省の提供する資金を利用して運営を行っている。以下、プログラムの概要を紹介する。

①プログラムの最初の1年間に5,000人の難民を支援するために、1万人の一般市民が参加することを目標とする。②難民を支援しようとする者は、18歳を超える市民権保持者又は永住権者を5人以上集め、プログラムを通じて難民の民間保証グループ (Private Sponsor Groups: PSGs) の結成を申請することができる。③民間保証グループによる難民の支援は、難民のアメリカへの到着から90日間行われ、空港での出迎え、当初の住居の確保、就職の支援、児童の入学等が想定されている。④民間保証グループは、保証する難民1人当たり最低2,375ドル(約31万6000円。現金及び現物による。ただし、地域の生活費に応じて、更に高額となる可能性がある。)を集める責任を負う。⑤難民定住支援 NGO の連合体は、民間保証の申請をする個人、団体等の審査を監督し、難民の支援に当たり必要な知識、手段等について、民間保証グループに対して訓練、資金等を提供する。⑥当面は、USRAP の下でアメリカへの定住を承認された難民が、このプログラムにより民間保証グループに割り当てられ、当該グループの保証の対象となる。

海外立法情報課・中川 かおり

- <https://welcomecorps.org/resources/faqs/>
- <https://www.state.gov/launch-of-the-welcome-corps-private-sponsorship-of-refugees-2/>

【EU】外国からの補助金を規制する規則

2022年12月14日、公平な競争条件を確保するため、域内市場をゆがめる（distort）ような、公共調達や企業の買収等に関わるEU加盟国以外の第三国（以下「外国」）からの補助金を規制する規則（Regulation(EU)2022/2560. 全7章54か条）が初めて制定され、2023年1月12日に施行された。主な規定は、次のとおりである。外国からの補助金とは、外国政府が直接的又は間接的に、域内市場で経済活動を行う企業に対して提供する資金と定義される（第3条）。補助金の額や性質、補助金を受ける企業の事業規模等を踏まえて、当該企業の競争上の地位を向上させ、競争に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、当該補助金は域内市場をゆがめるとみなされる（第4条）。域内市場をゆがめる可能性が最も高い補助金として、経営不振の事業への補助金や企業債務に対する無制限の保証等が規定される（第5条）。欧州委員会は、次の事項を行うことができる。①域内市場をゆがめる外国からの補助金がかかっていると疑いを持った場合に調査を行うこと（第9条～第11条）、②企業等に対し、必要な情報の提供を求めること（第13条）、③企業の敷地への立入り、帳簿・業務記録の調査、代表者又は従業員に説明を要求すること等（第14条）、④外国政府に公式に通知し、当該政府が調査に異議を唱えない限り、当該国の領域で第14条の調査を実施すること（第15条）。合併又は買収を行おうとする企業は、合併後又はどちらか一方の企業の売上高が5億ユーロ（1ユーロは約142.3円）以上かつ外国からの補助金が5000万ユーロ以上の場合、欧州委員会に合併・買収の事前報告義務を負い（第20条、第21条）、当該報告前に合併・買収を実施してはならない（第24条）。公共調達に参加する一定規模以上の企業は、欧州委員会に補助金に係る報告義務を負う（第28条、第29条）。欧州委員会は、第24条、第28条、第29条に違反した企業に、直近会計年度の総売上高の10%以下の罰金を科すことができる（第26条、第33条）。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2022/2560/oj>

【EU】「デジタルの 10 年に関する政策プログラム 2030」を策定する決定

2022 年 12 月 14 日、「デジタルの 10 年に関する政策プログラム 2030」を策定する決定 (Decision(EU) 2022/2481. 全 24 か条及び附則) が定められ、2023 年 1 月 8 日に施行された。欧州委員会は、2021 年 3 月に政策文書「2030 デジタルコンパス：デジタルの 10 年への欧州の道」を公表し、2030 年までに達成すべきデジタル分野の 4 つの目標を次のように掲げた。①デジタル技術の普及と高度デジタル人材の育成 (16 歳から 74 歳までの者の 80%以上が基礎的なデジタル技術を習得すること等)、②安全・高性能・持続可能なデジタルインフラの整備 (全ての居住地域で 5G を提供すること等)、③ビジネスにおけるデジタルトランスフォーメーション (75%以上の企業がクラウドサービス、ビッグデータ及び人工知能技術を活用すること等)、④公共サービスのデジタル化 (主要な公共サービスをオンラインで 100%利用可能にすること等)。今回の決定はこれを法制化し、目標達成のための具体的措置を定めるものである。主な規定は次のとおりである。欧州議会、EU 理事会、欧州委員会及び加盟国は、目標 (前述) を達成するために協力するものとする (第 4 条)。欧州委員会は、目標達成に向けた進捗状況を監視し (第 5 条)、目標達成に向けた進捗状況を含む「デジタルの 10 年」に関する報告書を欧州議会及び EU 理事会に毎年提出する (第 6 条) 義務を負う。1 か国では実施が困難な分野 (欧州共通データインフラの構築等) における目標達成促進のために、3 か国以上の加盟国が参加する複数国間プロジェクトを立ち上げるものとする (第 10 条、附則)。加盟国は、複数国間プロジェクトの実施主体として、主に加盟国の公共団体で構成される「欧州デジタルインフラコンソーシアム」を欧州委員会の許可を得て設立することができる (第 13 条、第 14 条)。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/dec/2022/2481/oj>

【フランス】障害のある生徒を支援する職員の雇用条件の改善

フランスでは、「障害のある生徒支援職員 (accompagnant des élèves en situation de handicap: AESH)」及び教育補助員 (assistant d'éducation: AED) が学校教育の場で障害のある生徒 (élève. 幼稚園生からリセ (高等学校) の最上級生及びグランゼコール (高等専門学校) の学生) を支援している。国が雇用する AESH は、障害のある生徒の学校生活、学習活動及び人間関係構築を支援する。各教育機関が雇用する AED は多様な職務を担っており、その一つに障害のある生徒の学校への受入れ及び適応のための支援がある。いずれも 1 回更新可能な 3 年間の有期雇用契約 (Contrat à durée déterminée: CDD) により雇用され、それぞれの資格で 6 年間勤務した後無期雇用契約 (Contrat à durée indéterminée: CDI) による雇用に移行することができる。

AED については、2022 年 3 月 2 日の法律第 2022-299 号 (本誌 No.291-2, 2022.5, p.11 参照) 第 10 条により雇用制度が上記のように改正されたが (同年 9 月 1 日施行)、各教育機関の長がその実施に消極的で、CDI による雇用への移行が実現されにくいとの指摘がある。そこで、同年 12 月 16 日、全 2 か条の「障害のある生徒支援職員及び教育補助員の不安定さと闘うための法律第 2022-1574 号」が制定された (同月 18 日施行)。同法第 2 条は、AED の CDI による雇用への移行の原則を再度明示するため、法律第 2022-299 号第 10 条と同じ文言で、AED として 6 年間勤務した者が CDI による雇用に移行することができることを定める (教育法典 L.第 916-1 条の改正)。また、第 1 条は、AESH が CDD の更新を経ずとも CDI による雇用に移行することができるよう、移行に必要な期間を 3~6 年間に改める (同法典 L.第 917-1 条の改正)。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000046751169>

【ドイツ】児童・青少年への新型コロナウイルス感染症禍の心理的影響に関する専門家委員会報告書

2021年に、ドイツの連邦家族・高齢者・女性・青少年省及び連邦保健省は、新型コロナウイルス感染症禍が児童・青少年に及ぼすマイナスの効果を軽減し、児童・青少年の健康を増進するために必要な措置を検討する専門家委員会を共同で設置した。2023年2月8日、この専門家委員会が最終報告書を公表し、その翌日、連邦政府から連邦議会に通知された。

この最終報告書では、多くの児童・青少年が現在においても精神的なストレスを負っていることが明らかにされ、幾つかの対策が勧告された。その主な対策を例示的に示すと、次のとおりである。①新型コロナウイルス感染症禍によって大きな負担を強いられた子育て家庭のニーズの把握のため、新生児の家庭への訪問 („Willkommenbesuche“) やインスタグラムを通じた育児に関する情報提供サービス („elternsein info“) など、既存のサービスを活用する。②中等教育以降の生徒の精神的なケアのため、メンタルヘルスの分野における訓練を受けた教育専門家を学校に配置する。③親に告知せずにカウンセリングを受ける権利など児童・青少年強化法の制定(本誌 No.289-2, 2021.11, p.35 参照)によって新たに青少年に保障された権利の実現に努める。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://dserver.bundestag.de/btd/20/056/2005650.pdf>
- <https://www.bundesgesundheitsministerium.de/presse/pressemitteilungen/handlungsempfehlungen-kindergesundheit-08-02-2023.html>

【ベルギー】海洋環境保護及び海洋空間整備の組織のための法律の改正

ベルギーは北海に接していることから、1999年1月20日に「ベルギー管轄下の海洋環境保護及び海洋空間整備の組織のための法律」を制定してその領海、大陸棚及び排他的経済水域を保護してきた。しかし、同法の制定から20年以上が経過し、その間に環境における脅威及び欧州規則は大きく変化した。ベルギーは、同法を7度にわたり改正することでこの変化に対応してきたが、文章の一貫性を確保するために改めて法律が制定されることになった。2022年12月11日に成立した「海洋環境保護及び海洋空間整備の組織のための法律」（同月26日施行）は、次の全12節67か条から成る。第1節（第1条～第2条）：導入規定、第2節（第3条）：定義、第3節（第4条～第8条）：目的・適用範囲・原則、第4節（第9条～第15条）：海洋保護区及び被保護種、第5節（第16条～第23条）：環境許可証及び認可、第6節（第24条～第27条）：海洋空間整備計画、第7節（第28条～第31条）：汚染・損害の予防・削減、第8節（第32条～第38条）：海洋環境の保全・保護に関する緊急措置、第9節（第39条～第42条）：損害賠償、第10節（第43条）：過料、第11節（第44条～第51条）：刑罰規定、第12節（第52条～第67条）：改正規定。同法による主な改正内容は次のとおりである。

第6条は、海洋空間で活動する者が遵守すべき原則に「汚染者負担原則」を加える。第9条は、EUの「生息地指令」(Council Directive 92/43/EEC)及び「野鳥保護指令」(Directive 2009/147/EC)に基づく生物保護区域「ナチュラ 2000」を海洋保護区に加える。第24条は、国の海洋空間整備計画の計画期間を6年から8年に変更する。現行計画は2020年3月20日に開始された第2次計画（2020-2026年）であり、同条は第3次計画（2026-2034年）から適用される。第44条は、本法律への違反者に科す刑罰を引き上げる。例えば、今後、海洋保護区及び被保護種に関する規定への違反者には、3年以下の拘禁刑及び100万ユーロ以下の罰金の両方又はそのいずれかを科す（改正前は10万ユーロ以下の罰金。1ユーロは約142円。）。第65条は、海底の鉱物資源を採掘する場合、従来採掘許可に加え、環境許可証も必要とすることを定める。環境許可証は、環境、人及び動物に影響し得る工事・活動について、その影響を事前に調査した上で交付される。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <http://www.ejustice.just.fgov.be/eli/loi/2022/12/11/2022034447/justel>

【スイス】相続に関する新たな規則（民法典の改正）の施行

スイスの民法典は、20世紀初頭に制定されたため、近年、婚姻以外のパートナーシップの拡大などによる生活様式の変化への不適合が指摘されるようになった。これに対応し、2020年12月、スイスの連邦議会は、民法典のうち、特に相続に関する規定、中でも被相続人の財産処分を自由を拡大するため、遺留分（一定の相続人に保障された相続財産の一定部分）に関する規定を改正する民法典の改正法を可決した。改正法は、2023年1月1日から施行された。

改正の要点は、次のとおりである。①親の遺留分の廃止（第471条から親の遺留分に関する規定を削除）。②直系卑属の遺留分の削減：法定相続分の4分の3から半分に削減した（第471条）。③離婚申請後の配偶者の遺留分の廃止：当事者双方が共同で離婚の申請を行っている場合又は離婚申請中であって2年以上別居している場合には、配偶者の遺留分はないものとした（第472条）。

これにより、被相続人は、身近な存在ではあるが配偶者等ではない者（事実婚のパートナーやその子など）に、より多くの遺産を相続させることが可能となった。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2018/2131/de>
- <https://www.fedlex.admin.ch/eli/oc/2021/312/de>

【デンマーク】祝日の削減に関する法律

2022年12月に成立したデンマークの中道左派政権は、政権プログラムである「デンマークへの責任（Ansvar for Danmark）」と題する文書において、ロシアによるウクライナ侵攻後のデンマークの安全保障環境の変化に対応し、GDP比2%という防衛費増額の目標を設定した。同時に、祝日の削減を通じて全国民が防衛力の強化に協力することを求めた。

この方針に基づき、復活祭後4番目の金曜日である「大祈祷日（Store Bededag）」という祝日を平日に変更し、労働時間を増やすことにより、国庫収入の増加を目指す法律案が国会に提出された。この法律案に付された提案理由書によると、祝日を1日廃止することにより、2024年度及び2025年度においては、それぞれ約30億クローネ（約575億円）の増収が見込まれるという。

国会では、教会を関与させずに祝日を廃止すること、富裕層への課税ではなく国民一般への労働負担の強化で増収を図ることを批判する意見もあったが、2023年2月28日の本会議において、賛成95票、反対68票で可決された。法律は、2024年1月1日から施行される。

なお、デンマーク政府の雇用省のサイトによると、大祈祷日は、他の祝日と異なり、キリスト教の祝祭との結び付きがないとされる。

海外立法情報課・山岡 規雄

- https://fm.dk/media/26729/ansvar-for-danmark_det-politiske-grundlag-for-danmarks-regering_december-2022.pdf
- <https://www.retsinformation.dk/eli/ft/202222L00013>
- <https://www.retsinformation.dk/eli/ft/202224L00126>

【ロシア】国防調達に参加する企業に制限を課す大統領令

2023年3月3日、大統領令第139号「国家国防発注の履行に参加する事業会社の活動実施の一部問題に関する大統領令」が公布され、同日施行された。この大統領令は、2002年1月30日連邦憲法的法律第1号「戒厳法」第8条に基づき制定された。国家国防発注（ロシアの国防及び安全保障を確保するために必要とされる物品の調達をいう。本誌 No.257, 2013.9, p.45 参照。）による製品供給の主たる受注者である企業が、戒厳の期間中、国家国防発注に関する契約に基づく義務に違反した場合、その企業の株主の権利及び管理機関（会社の経営監督を担う組織）の権限は停止される。そしてロシア連邦産業貿易省の提案に基づいて、その企業の代表取締役の権限を有し、国家国防発注に関する義務の履行のために必要な範囲内で株主総会又は取締役会若しくは監査役会の権限を有する管理機関が新たに定められる。この措置は戒厳が終了するまで継続される（第1条）。ロシア政府は、戒厳の期間中、軍事・産業委員会評議会に付属する作業グループであって、国家国防発注にかかわる企業の活動に関するもの（以下「作業グループ」）を組織し、作業グループは、①その企業の活動を評価し、②その企業の株主の権利及び管理機関の権限の停止並びにその管理機関の立場について検討する（第2条）。またロシア政府は、義務違反の企業の労働者の労働権及び企業に投じられる資金の保護のため、必要な措置をとる（第4条）。

現在戒厳が発出されている地域は、ロシアが併合を宣言したドネツク人民共和国（ウクライナ領ドネツク州）、ルガンスク人民共和国（同ルハンスク州）、ザポロージェ州（同ザポリッジヤ州）、ヘルソン州（同ヘルソン州）の4つである（本誌 No.294-1, 2023.1, pp.16-17 参照）。なお、軍需産業については、2022年12月23日にウラジーミル・プーチン（Владимир Путин）大統領が、軍需産業の最大の課題は、質・量ともに十分な武器・弾薬を最前線の部隊のために短期間で用意することだと発言した。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202303030004>

【ベラルーシ】資産没収法の制定

2023年1月3日、法律第240号「資産没収に関する法律」が制定され、同月16日に施行された。全12か条から成る。ベラルーシの独立系メディア「ゼルカロ」によれば、議会の報道部及び国営メディアは、この法律の審議について一切報じていない。この法律の立法目的は「ベラルーシ共和国の国の安全、その経済的安定性、ベラルーシの法人及び（又は）自然人の権利及び正当な利益の保護並びに社会及び国家の利益の確保」である（法律前文）。

本法律での「資産没収」の対象となるのは、ベラルーシ共和国政府が指定した非友好国及びその国民並びにその傘下にある者（非友好的行動の実施を決定した、又は非友好国による同様の決定に影響を及ぼした法人及び自然人、非友好国の者の決定に従属する法人及び自然人並びにベラルーシ共和国政府が指定した法人及び自然人）である（第1条）。「資産没収」は、①客観性、②比例性、③透明性、④目的適合性、⑤戦略的な重要性と実効性の5つの原則に基づいて行われる（第2条）。ベラルーシ共和国、その法人及び自然人に対する非友好的行動の実施は、「資産没収」の理由となる。政府が「資産没収」の必要性を決定した場合、国家資産委員会が、ミンスク市経済裁判所に「資産没収」の申請を行う（第3条）。同裁判所は、「資産没収」の申請に関する審理を、その審理手続の開始された日から1か月以内に行う（第5条）。裁判所の決定が採択された後、全ての国家機関等は、即座に、没収対象者への事前の予告なく、裁判所の決定の迅速かつ効果的な執行に必要な措置をとる義務がある（第8条）。没収された資産はベラルーシ共和国の所有物となり、金銭的資産は共和国の予算に編入される（第7条）。

なお、2023年4月7日現在、ベラルーシ共和国政府は、欧州連合加盟国を含む39か国を非友好国に指定しているが、日本はそれに含まれていない。 **海外立法情報課・鎌倉 遊馬**

・ <https://pravo.by/document/?guid=12551&p0=H12300240>

・ <https://pravo.by/document/?guid=12551&p0=C22200209>

【韓国】在外同胞庁の新設

韓国では、大統領の交代に伴い政府組織法が改正され、中央行政機関の再編等が行われることがしばしばある（本誌 No.235-1, 2008.4, pp.18-19、同 No.255-2, 2013.5, pp.18-19、同 No.273-1, 2017.10, pp.20-21 参照）。2022年5月に尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領が就任して以降最初の政府組織法改正法が、2023年3月4日に公布された（法律第19228号）。この改正により、在外国民等に関する業務を担当する在外同胞庁が外交部（部は日本の省に相当）の外局として新設されることになった。附則の一部規定（附則第7条（他の法律の改正））中の例外を除き、2023年6月5日に施行される。在外同胞は、「在外同胞財団法」では、韓国国民であって外国に長期在留し、若しくは外国の永住権を取得した者、又は国籍に関係なく外国で居住・生活する韓民族の血統を持つ者等と定義される（同法第2条）。在外同胞に関する業務は、外交部及び在外同胞財団（在外同胞の交流事業、在外同胞社会に関する調査研究事業、在外同胞を対象とした教育・文化、広報事業、政府からの委託事業等を行う財団）で行われてきたが、改正政府組織法により、その業務が新設される在外同胞庁に引き継がれることになった。この改正に伴い、在外同胞財団は解散し、在外同胞財団法も廃止される。 **海外立法情報課・中村 穂佳**

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=248475#0000>

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218123#0000>

【韓国】緊急使用承認された医薬品による副作用被害の補償に関する法改正

2023年3月28日、「公衆保健危機対応医療製品の開発促進及び緊急供給のための特別法」の一部改正法（法律第19321号）が公布され、緊急使用承認された医薬品による副作用が生じた場合に、国が補償金を支給する規定が追加された。改正法公布と同時に施行された。

公衆保健危機対応医療製品の開発促進及び緊急供給のための特別法は、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、2021年3月9日に制定・公布され、同日施行された法律である（本誌 No.287-2, 2021.5, pp.8-9 参照）。この法律では、感染症の大流行等の状況下で、必要な場合、医薬品等の緊急使用承認を行うことができることが規定されており（第12条）、この規定に従い、既に複数の医薬品が緊急使用承認された。しかし、緊急使用承認された医薬品による副作用被害は、薬事法に規定する医薬品の被害救済対象に該当しないとされ、緊急使用承認医薬品の使用により副作用が発生した場合の補償に関する明確な規定がないことが指摘されていた。今回の改正により、国は、緊急使用承認を受けた医薬品を使用した人が、その医薬品の副作用により疾病にかかり、障害が発生し、又は死亡した場合、補償金を支給しなければならないこととなった。補償金の種類は、診療費、障害一時補償金、死亡一時補償金、葬礼費に分けられる。補償金の支給に関しては、薬事法の医薬品副作用被害救済給付に関する規定（薬事法第86条の3～第86条の8）を準用する（第12条の2）。この規定は、今回の改正法の施行前に発生した緊急使用承認医薬品の使用による副作用被害についても、適用される（附則第2条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=249361#0000>
- https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=47045

【中国】立法法の改正

国や地方の立法に係る権限や手続等を定める立法法は2000年に制定され、2015年に一部改正されている（全6章105か条。本誌 No.265, 2015.9, pp.118-143 参照）。2017年の中国共産党第19回党大会以降、「法による国家統治」を全面的に推進し、立法体制を整備し、立法の質と効率を高める等の目的のため、人民代表大会に関する法改正が進められた。立法法は、2022年初めから全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会で改正草案の作成が始まり、同年10月及び12月の同委員会での審議を経て、2023年3月13日の全人代第14期第1回会議で同法改正の決定が可決・公布され（中華人民共和国主席令第3号）、同月15日に施行された。

改正法は全6章120か条から成る。第1章（総則）では、立法法が、毛沢東・鄧小平・江沢民・胡錦濤・習近平の指導思想を堅持すること（第3条）、立法では、改革開放を堅持し、中国式の現代化による中華民族の偉大な復興推進を保障し（第4条）、憲法の原則・精神に合致し（第5条）、人権を尊重・保障し（第6条）、法治と徳治の融合を堅持すべきこと（第8条）等を定める。第2章（法律）では、全人代会議の議事日程に組み入れられた法律案は、憲法・法律委員会が統一的に審議し、合憲性に関わる問題等については、審議結果説明の中で説明すべきこと（第23条）、全人代常務委員会の議事日程に組み入れられた法律案で、意見が一致しているものは、（3回の審議をせず）2回の審議で採決し、緊急等の場合は、1回の審議で採決することもできること（第33条）、全人代常務委員会は立法宣伝を強化し、多種多様な形式で立法情報を公開すること（第71条）等を新たに定めた。

海外立法情報課・湯野 基生

- <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4NjVIZGMxNDxODZkOWQ4YWVmNTI1MDY%3D>
- <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4NjVIZGMxNDxODZkOWQ2ZjFjYjI1MMDM%3D>

【台湾】商品表示法の改正

商品表示法は1982年に制定され、直近の改正は2011年1月になされている。インターネット経由の商品購入及びそれに伴う電子的表示が一般化した近年の状況に対応し、通販サイト等のプラットフォーム運営者の義務等を新たに加えた同法改正法が、2022年5月13日に可決、同月18日に公布（総統令華総一經字第11100041601号）、公布の1年後（2023年5月18日）に施行される。

改正法は全22か条から成る。中央の主管機関は、特定の商品について本法規定を適用しないことを公告することができる（第4条）。商品表示には、商品名、製造者名、原産地等の情報が含まなければならない。輸入商品の場合は、外国の製造者等の外国語名を併せて表示し、国内の関係業者の情報に表示後の変更があったときは、消費者がいつでも知ることできる方法により変更を公表しなければならない（第6条）。商品表示は、商品本体、包装又は説明書によって行わなければならないが、中央主管機関が電子的表示を認めた特定の商品については、適用されない（第10条）。表示は中国語を主とするが、第6条に定める要表示事項は、国際的に通用する表記で表示することができる（第11条）。インターネット上のプラットフォームでの商品販売については、地方主管機関は、プラットフォーム運営者に対し、掲載者、供給者等の関係情報を提供させることができる（第15条）。第15条に違反し、プラットフォーム運営者が関係情報の提供を拒否等した場合は、2万新台湾ドル（1新台湾ドルは約4.4円）以上20万新台湾ドル以下の過料に処す（第20条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawHistory.aspx?pcode=J0080011>

【オーストラリア】有給育児休業法の改正

2023年3月10日、2010年有給育児休業法（Paid Parental Leave Act 2010. 以下「PPL法」）を改正する法律が制定され、同月26日施行した。

2023年7月1日以降に出生した子から適用され、主な改正点は次のとおりである。

①有給育児休業（以下「有給育休」。18週）の期間延長：2020年のPPL法改正（本誌No.285-2, 2020.11, pp.30-31 参照）により、18週のうち12週は連続して取得し、残りの6週は子が2歳になるまでに1日単位で柔軟に取得することが可能になった。今回の改正により、既存の父親・パートナー手当（子の実父、子を産んだ母のパートナー等が収入基準等を満たした場合、最長2週受取可能）を廃止し（PPL法第3A部の削除。）、有給育休と統合して20週にするとともに、20週全てについて子が2歳になるまで柔軟な取得を可能とした（PPL法第31条の削除等）。

②有給育休請求者の区分（第一次～第三次）の廃止：改正前は、第一次請求者を「子の主たる養育者（主として子を産んだ母）」とし、第一次請求者が育休期間満了前に職場復帰した場合や、主たる養育者ではなくなった場合等に、第二次請求者（第一次請求者のパートナー等）が請求可能であった。また、第一次請求者が収入基準（156,647豪ドル（約1440万円）以下）等を満たさない場合には、第二次請求者が請求することはできなかった。しかしこの区分は、子の養育義務は女性にあるという誤ったシグナルを社会に与えかねず、また、母親が高額所得者である家庭が不利に扱われる可能性があるため差別的との批判がなされた。そこでこれらの区分を廃止し（PPL法第6条の修正等）、請求者を、子を産んだ母、そのパートナー、子を産んだ母以外の親、子の養親、そのパートナー（PPL法第54条）等、性別にとらわれず広く認めた。

③家族収入制限（350,000豪ドル（約3200万円））の導入：有給育休請求者が個人の収入基準を満たさない場合でも、パートナー等との収入の合計が家族収入制限以下であれば請求が可能となった（PPL法第37条、第41条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

- <https://www.legislation.gov.au/Details/C2023A00004>
- <https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00066>

【マレーシア】セクシャルハラスメント防止法

2022年10月8日、全4章27か条から成る2022年セクシャルハラスメント防止法（Anti-Sexual Harassment Act 2022: Act 840）が制定された（同月18日公布、2023年3月28日一部施行）。この法律は、セクシャルハラスメントを受けた者の権利保障、損害賠償等の請求権、セクシャルハラスメント防止審判所（以下「審判所」）の設置、セクシャルハラスメントに対する意識向上及び発生防止等を規定するものである。

セクシャルハラスメントとは、合理的に見て攻撃的、屈辱的、又は当該行為を受けた者の安寧を脅かすような行為で、かつ、言語か非言語か、目に見えるものかどうか、身振り手振りによるものかどうか、身体に触れるかどうかにかかわらず、性的性質を持ち、当該行為を受けた者が望まないものを指す（第2条）。

審判所は、女性・家族・コミュニティ開発大臣によって任命された12名以上の委員から構成され、①審判長及び副審判長の2名は〔現役の〕法務局職員から、②少なくとも5名は、法務局の職員若しくはその職にあった者、又は7年以上の経験を持つ弁護士等であり、③少なくとも5名は、セクシャルハラスメントに係る知識又は実務経験を有していなければならない（第4条）。セクシャルハラスメントに関する苦情を審理し、決定する管轄権は、審判所に付与される（第7条）。また、①仮命令を下す権限、②審理のための証拠の保存及び暫定的な保管を命じる権限、③証言を行わせるために当事者又はその他の者を召喚する権限等も付与される（第9条）。セクシャルハラスメントに関する苦情の審理について、当該事例が法律上の複雑な問題を含む場合を除き、当事者が法定代理人を立てることはできない（第13条）。審理は、全て非公開とされる（第14条）。審判所は、審理が開始されてから60日以内に、裁定を下さなければならない。また、裁定を下す場合であれ、苦情を却下する場合であれ、その理由及び事実認定又は当該審理手続において行った勧告を、文書で提出しなければならない（第19条）。審判所は、①加害者が被害者に対し、謝罪の声明を發表することを命じること、②被害者が被った損失又は損害に対して、25万マレーシア・リングgit（1マレーシア・リングgitは約30.5円。以下「リングgit」）以下の補償金又は損害賠償金の支払を命じること、③審判所が適切と判断するプログラムに被害者と加害者が参加するよう命じることができる（第20条）。第19条に基づき、審判所の裁定が行われた日から30日以内に、その裁定に従わない者は、①補償又は損害賠償が命じられた場合、審判所が裁定した補償額又は損害額の2倍の金額の罰金若しくは2年以下の拘禁刑、又はそれらの併科、②補償又は損害賠償が命じられなかった場合、1万リングgit以下の罰金若しくは2年以下の拘禁刑、又はそれらの併科に処される（第21条）。

海外立法情報課・日野 智豪

・ https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1745931_BI/WJW22%EF%80%A20000%20BI.pdf